

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の規定により下記の者に送達すべき書類について、その送達を受けるべき者の所在等が不明のため送達することができないので、同法第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、関係書類は本職が保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付するものであり、書類を受領しないときは、同法第20条の2第3項の規定によりこの掲示を始めた日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

令和8年7月24日

南三陸町長 千葉 啓

記

- 1 送達を受けるべき者の氏名
菅原 文男
- 2 送達すべき書類
地方税法第713条の規定による書類
- 3 保管場所
南三陸町町民税務課